

第 1 号議案

令和 3 年 1 1 月 5 日付け 3 稲都計第 1 4 5 号稲沢市付議、尾張都市計
画生産緑地地区の変更について

令和 3 年 1 1 月 5 日提出

稲沢市都市計画審議会

会 長

3 稲都計第 1 4 5 号

令和 3 年 1 1 月 5 日

稲沢市都市計画審議会

会長

様

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

尾張都市計画生産緑地地区の変更（稲沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

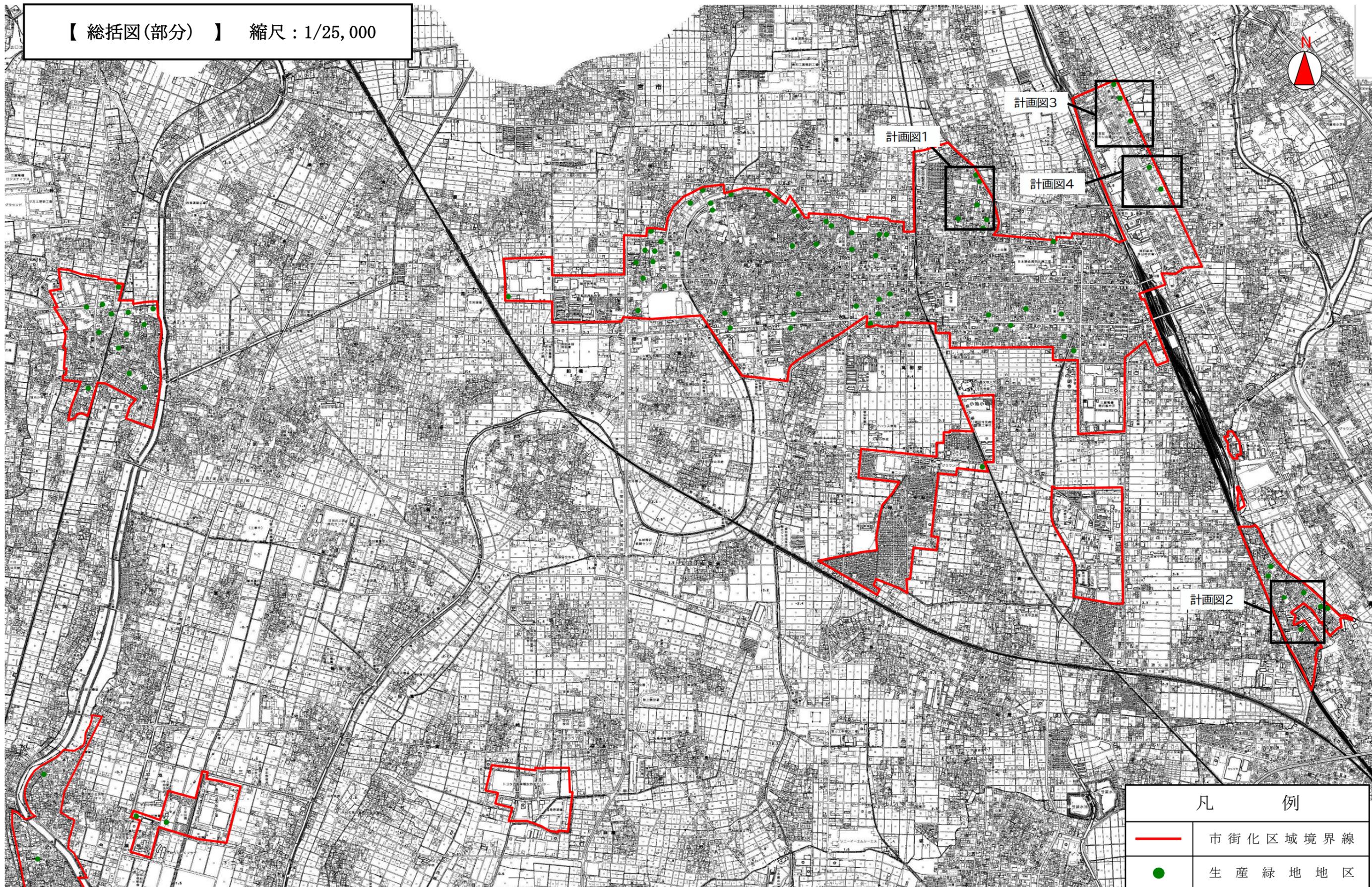
面 積	備 考
約 10.8 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

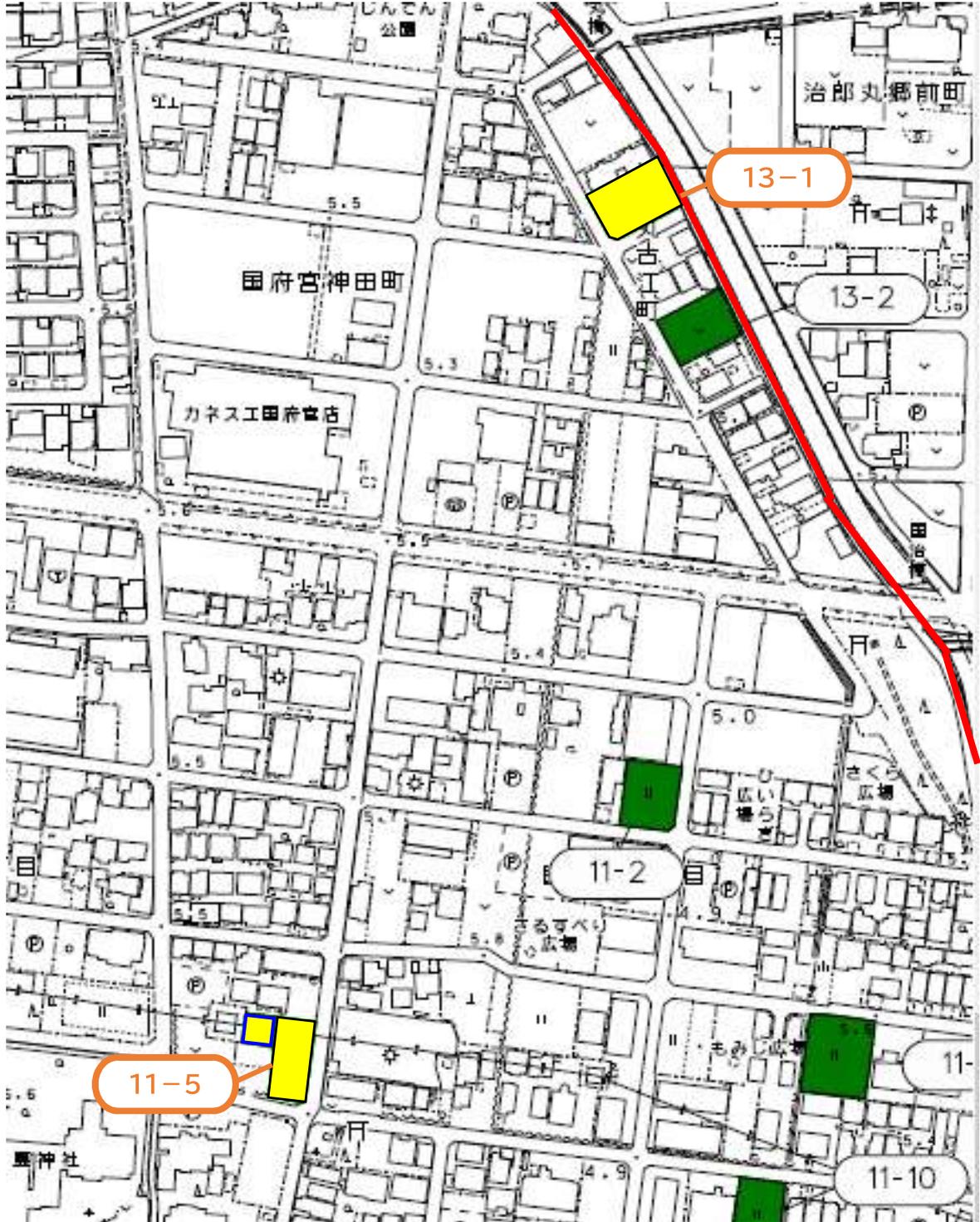
市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、変更するものである。

【 総括図(部分) 】 縮尺 : 1/25,000



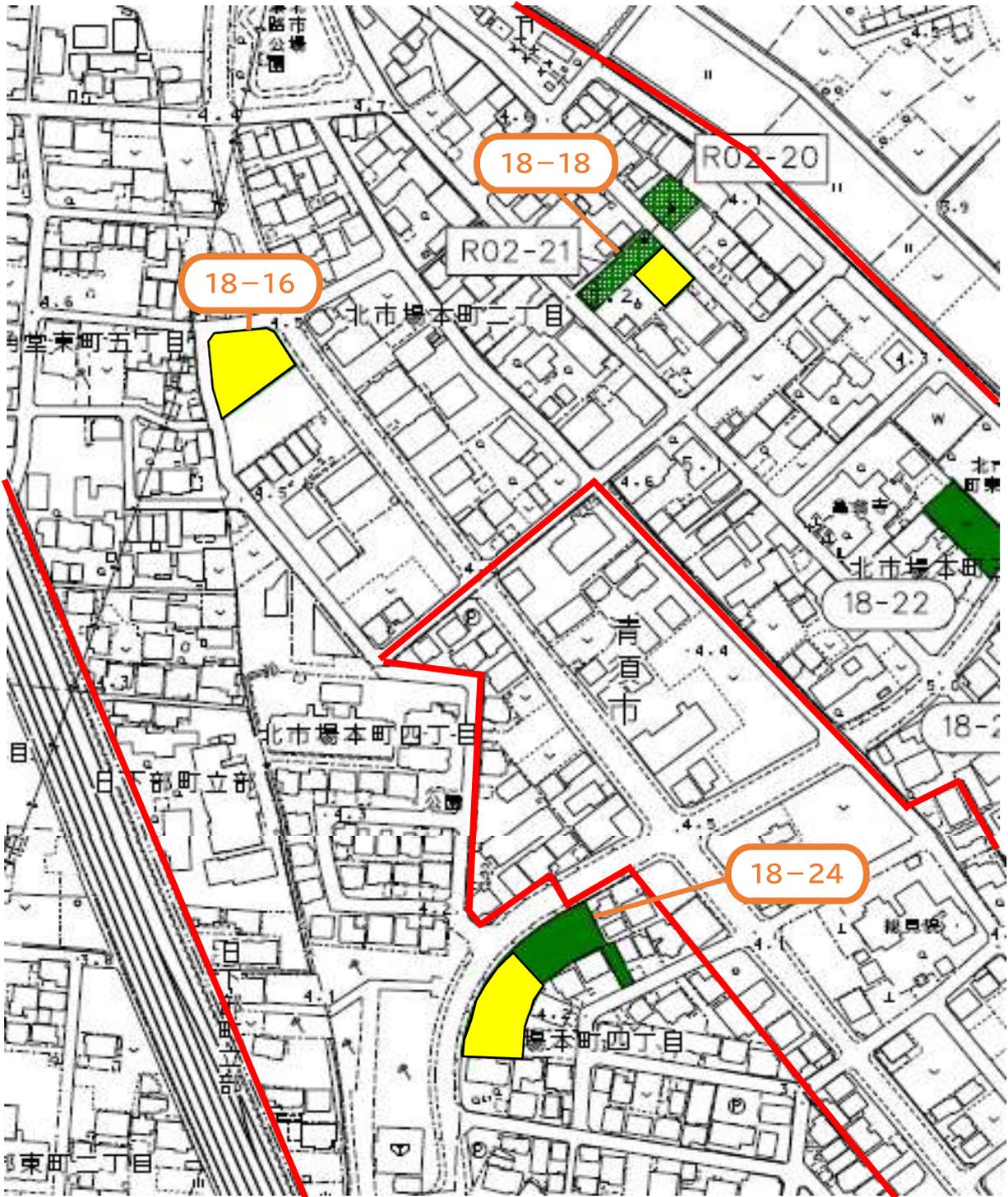
凡 例

	市街化区域境界線
	生産緑地地区



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区 (面積要件不足による減少)
	除外する生産緑地地区

11-5	増減	理由
一団数	-1団地	主たる従事者死亡による制限解除 面積要件を欠くことによる制限解除
面積	-616㎡	
13-1	増減	理由
一団数	-1団地	主たる従事者故障による制限解除
面積	-631㎡	



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区
	特定生産緑地地区

18-16	増減	理由
一団数	-1団地	主たる従事者故障による制限解除
面積	-740.18㎡	
18-18	増減	理由
一団数	なし	主たる従事者故障による制限解除
面積	-273㎡	
18-24	増減	理由
一団数	なし	主たる従事者故障による制限解除 主たる従事者死亡による制限解除
面積	-756㎡	

【計画図3】 縮尺 1/2,500



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

22-15	増減	理由
一団数	なし	主たる従事者死亡による制限解除
面積	-743㎡	



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

22-18	増減	理由
一団数	なし	主たる従事者死亡による制限解除
面積	-1,092㎡	

稲沢市全域				
	変更前	変更後	増減	理由
一団数	88団地	85団地	-3団地	主たる従事者死亡・故障による制限解除 面積要件を欠くことによる制限解除
面積	11.3ha (113,284.89㎡)	10.8ha (108,443.71㎡)	-0.49ha (-4,851.18㎡)	